

條約による西歐側安全保障機構に対抗するのと同じく、東  
亞において日本を一応の標的としてその背後勢力に対しソ  
連國安全保障機構を拡張設定せんとする意図に出づるもの  
と解せらる。ただドイツの場合においては、西独と西歐側  
安全保障機構との結びつきは現実の問題となつてゐるのに  
反し、日本の背後には北大西洋條約の遂うな一般的安全保  
障の機構も現実には未だ問題となつてゐないのであつて、  
この点からすれば新條約の規定は多分に予防的又は警告的  
意義を有するものと見なければならぬ。

3. 旧條約は、応援義務発生事由を「日本國に対する「軍事  
行動」  
Military operation につき込まれたとき」とするに  
對し新條約は「日本又はこれと同盟する國の侵略を受け」  
「戦争状態」 a state of war が発生したとき」とし、兩者の  
間に用語の差異があるが、東欧諸國との諸條約を見ても、  
「軍事行動」の他、「戦争行動」 War operation 「武力  
による紛争」 Armed conflict 等用語は必しも一定せず、  
且つ必ずしも正確な用語を用いてゐないのに鑑み、中ソ新  
條約における「戦争状態」も單なる事實上の軍事行動でな

く、國際法上嚴密な意味での戦争状態を意味するものとい  
うよりも、制限的に解すべきか否かについては疑問を感じ  
ざるを得ない。

(二) 新條約と國連憲章

1. 旧中ソ條約は、日本のみを対象とする侵略阻止、戦時の  
相互援助を規定する防禦同盟條約であつたから、明らかに  
國連憲章第五十三條第一項後段にいう「敵國（第二次大戦  
における國連憲章のいづれかの署名國の敵國）における侵  
略政策の再現に備える地域的取極」に該当するものであつ  
た。

ソ連東欧諸國間條約では、応援義務発生の場合の対象を  
ドイツのみならずその同盟國に拡張したが、その規定をみ  
ると條約によつて多少の差はあるが、大体「侵略政策の復  
活を企図するドイツ」又は「ドイツの侵略政策についてこ  
れと同盟する國家」として、注意深く憲章の前記規定に掲  
げられた敵國侵略政策再現に備える地域的取極としての体  
裁を呈している。  
しかるに、新中ソ條約は、端的に「日本あるいはこれと

同盟する他のいづれかの国」の攻撃による戦争状態の発生を妨げ、侵略政策上これと同盟したか否かは直接問題としていない。(條文前文及び第一條第一項の侵略、平和破壊阻止の措置については侵略行為上日本と結ぶ国を対象としているのに対し)。すなわち新條約は、第二次大戦中の敵国の侵略政策再現に対する地域的取極の範囲から逸脱する嫌いのあつたソ連東欧諸国間條約の傾向を更に一步進めたものといわなければならぬ。

2 旧中ソ條約は、第三條第三段において日本の侵略阻止の措置及び軍事行動の場合の援助の義務は「日本国によるこれ以上の侵略の防止についての責任が両締結国の要求に従い国際連合機構に課せらるる時に至るまで引続き効力を有する」と規定した。これは国連憲章第五十三條第一項後段(敵国の侵略政策再現に備える地域的取極において規定された対敵国措置は「關係政府の要請に基いてこの機構(国連)がこの敵国によるあらゆる侵略を防止する責任を負うときまで」安保理事会の許可を要しないとする)の規定と

表裏をなすものである。中ソ兩國は、国連加盟国として当然前記第五十三條の規定の拘束を受けるものであるから、憲章のこの時間的制限事項と実質的に同一な旧條約第三條第三段は、念のための注意の規定と解すべく、その法律的意思よりも、国連憲章に即合せんと欲する締結国の誠意を示すものとして、むしろ政治的意義の方が大であつた。

しかるに新條約は、全然がよりの規定を欠除している。その真意はもちろん計り得ないが、第一條の規定が異して敵国の侵略再現防止の地域的取極の範囲に入り得るものとすれば、旧條約のよりの規定を設けずとも当然憲章の前記拘束を受けることとなり、又前述のごとくこの種の地域的取極の範囲を逸脱するものとすれば、これを設ける必要は全くないが、逆に本條約に基いていかなる強制行動も事前に安全保障理事会の許可を必要とすることになる。(第五十三條一項中段)ただし、新中ソ條約の起草者は、前記憲章の規定を細く分析してその法律的締結を意図した上で、旧條約の前記規定を免えて削除したものと推測しがたい。むしろ前記規定の欠除は、国連安全保障理事会の機能を

の現状に鑑み、否その機能をまひに陥らしめた張本人が起草に當つてゐる事實に鑑み、国連憲章をイグノーアする當事者の氣持を卒直に露呈しただけのことであるかも知れない。

3 旧條約は、前文において締約国が国連憲章に宣布された諸原則に従つて行動すべきことを述べるのみならず、條約各條項の解釈原則を第七條に示して国連加盟国としての權利・義務を害せざるよう解釈すべき旨を規定しており、ソ連東欧諸國條約も、国連の目的・原則に従うべきことを前文に述べる他、條約が国連憲章の原則に従つて実施されるべき旨の規定(ナチス、ユーゴ、ポーランド條約にはない)を設けてゐる。新條約は前文において国連の目的・原則に従い平和安全を強化することを願うとするのみで、條約の解釈・実施の原則につきなんらの規定も置いてない。これも新條約の當事者の国連憲章無視の態度の表われと見ることが出来る。もつとも憲章第百三條(憲章と他の國際協定との抵触の場合の憲章義務の優位性)に鑑み、新條約が規定をおかなくとも法律的には憲章による權利義務が中ソ條

約の諸規定に優位することには変りない。(三) 対日講和問題(第二條)

1 旧條約は、日本との單獨休戦、單獨講和の禁止を規定し(第二條)、對独戰終結前に締結されたソ連チェコ、ソ連ポーランド間條約における對独單獨不休戦、不講和と軌を一にする。終戦後の今日、旧條約の規定をよはやそのまま踏襲し得ないので、その代りに新條約は第二條において對日講和の早期締結を規定した。期間三十年の長期條約中において、一時的專象に過ぎない講和の締結を規定するのはいかにもそのととを得ない。かくのごとき一時的の政策の宣明は、普通條約の署名の際同時にコムニケのごとき別箇の文書で発表せられるのを常とする。これをあえて條約中に掲げたところに、本條約が宣伝文書と批評される理由がある。

2 第二條は、早期對日講和のみならず、この講和を「第二次大戦中の同盟國と共同して」獲得することを保障することを規定した。このことは、法律的には二つのことを意味する。第一は、中ソは兩國のみで日本と單獨講和を結ぶ意圖のな

いこと、第二は、兩國は他國が中ソを除外して対日講和を結ぶのを許容しないことを意味する。一般には第二の点をとらえて、本條は対日全面講和を強調したものであると見られてゐるが、本條は「第二次大戦中のすべての同盟國と共同して」とはいつていないのであつて、且つ、ソ連の従來の主張が日本の場合にもドイツの場合と同様、四大國方式を採用すべきことにあつたのであるから、必しも全面講和でなくとも米、英等西歐陣營の主要國さえ参加すれば、「同盟國と共同」したことになるのである。うと推測される。第二條はまた、「相互の合意に基いて」対日講和の締結を獲得することを規定した。これは対日講和締結のあらゆる段階で中ソ兩國間に共同歩調がとられることを意味する。講和條約草案につき米英兩國間で下打合が行われるであろうとの報道もあつた。これと同じことは、本條に基いて中ソ兩國間でも行われるであろう。

## (四)

その他の問題  
以上の他に新條約は、種々の規定を設けてゐるが、これらは大體舊條約及びソ連東欧諸國間條約と同一であつて目新し

い規定ではない。以下簡單にその相異をのべる。

1 他締約國に對抗する同盟への参加禁止等。(第三條)  
旧條約第四條は、締約國の一方に対する同盟の締結又は提携への参加を禁じた。本條項は対東欧諸國條約にもすべて含まれており(テモコ第五條、ユーゴ第四條、ポトランド第六條、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア各第三條)、新條約にも第三條に規定された。但し新條約第三條は、單に同盟締結、提携参加のみならず、他締約國にむけられた「いかなる行動あるいは措置」への参加をも追加して(この点ルーマニア、ブルガリア條約と同一)、禁止の範圍を広くした。その意味は必ずしも明瞭ではないが、同盟、適合のような關係の設定にまで至らなくても、相手國に不利な影響を及ぼすいかなる個々の行動又は措置にも参加しない義務を課したものと解釈され、又實際上そのように適用される可能性が見られる。

2 重大な國際問題に對する協力。(第四條)

旧條約第五條前段は、「兩國の安全及び經濟的發展に關する利益を考慮し平和條約締結後緊密且つ友好的協力をも

つて提携」する旨規定した。新條約は、ソ連対ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア各第四條）と同じく第四條において「平和と國際的安全を強固ならしめるため、兩國の共同利益に關する一切の重大な國際問題に關して協力する」と規定した。旧條約の提携は、兩國の相互的利益に合致する範圍内のものであつたが、新條約下の協力は、広く國際的規模において、イデオロギイ的、同志的な立場で行う積極的な協力であることを看取せしめるものがある。

#### 3. 主權、領土保全及び内政不干涉等。(第五條)

旧條約第五條後段における主權及び領土保全の相互的尊重並びに内政不干涉原則のせん明は、対東歐諸國條約においても同一であり(チェコスロバキア第四條、ポーランド第二條、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア各第五條、フィンランド第六條)対ユーゴスラビア條約のみは本條項がない)、新條約も同じ原則を第三條に規定した。新條約が、新たに平等互恵を加えたのは、中共の対ソ比重向の点と関連し注目される。

15

#### 4. 經濟文化關係。(第五條)

旧條約第六條は、戦後において「相互に可能な一切の經濟的援助を與える」旨を規定したが、東歐諸條約ではすべて締約國間の經濟的及び文化的關係を發展強化すべきこと、及びソ連ポーランド、ソ連チェコスロバキア條約では更に戦後經濟再建のための相互的援助を規定する。新中ソ條約は、東歐諸條約の規定をそのまま導入して、第五條に經濟文化關係の發展強化、相互援助を規定するが、更に「必要を經濟協力を實行すること」を繰り返して規定しているのは、中ソ經濟合作に關する秘密の協定又は將來の協定の伏線とも見られる。國民政府下の中國との條約にはなかつた文化協力の規定が、中共下の中國との新條約に挿入されたのも意義なしとしない。

#### 5. 有効期間。(第六條)

新旧條約ともに期間は三十年である。東歐のそれはフィンランドの十年を除き、他は二十年となつてゐるのに比しても、長期の條約といわなければならぬ。新條約には、右の期間内であつても、一年の予告をもつて廢棄しうる旨

16

の廃棄條項があつたが、新條約にはこれがなく、三十年の期間終了の一年前に廃止の通告がなければ、爾後五年づつの期間で更新されることになつてゐる。

## 二 附屬協定

新條約の附屬協定と旧條約のそれとの差異は、一言にしていへば、旧條約の附屬協定において、中國の與り知らぬヤルタ秘密協定の具体化として國民政府がソ連に対し許與することを余儀なくされた長春鉄道・旅順・大連に關する特權、利益を、新條約の附屬協定において中國側に有利に処理した点にある。但し、新附屬協定は、これらの特權、利益を條約實施と同時に直ちに解消ないし返還することを取極めたものではなく、協定の條文上現われたところだけでも、ソ連側の讓歩には慎重な條件が構えられてあり、背後に推定される秘密協定の伏在を考慮に入れば、中共側の得た讓歩を額面通りに評價するのは危険であるといわなければならぬ。

### (一) 長春鉄道

旧鉄道協定は該鉄道を中ソ共有共同運営とし（第一條）三

十年の協定存続期間満了後一切の財産と共に無償で中國に返せられるものとした。新協定は、該鉄道は一切の權利、財産を同じく無償で、対日講和條約締結後即時又は遅くとも一九五二年末までに中國に返還すべきものとする。その返還以前においては共同管理の現状に変更なく、すなわち旧協定が詳細に規定した細目による現状どおりに運営されるが、ただ中ソ双方の代表がつく職務は一定任期の交替制によるものとされてゐる。かくて本協定は、遅くも一九五二年末までに長春鐵道を中國に返還すべき旨の予約に過ぎないが、第一條末段において、返還實施の具体的弁法は締約國双方が協議して、定めるところになつてあり、従つて協議が成立しない限り現状が維持される点に注意しなければならぬ。

### (二) 旅順港

旧協定が三十年間海軍基地として中ソによる共同利用を規定した旅順港は、新協定によつて対日講和條約締結後、又は、一九五二年末までにソ連軍隊の撤退を以て、その施設は中國に返還されることとした。もつともその施設につき旧協定（八）は無償で引渡されるとするに反し、新協定は一九四三年以

来ソ連が復旧建設に要した費用を中国が支拂うものとする点  
は、中国側に不利である。又該地区の軍事管理機関たる軍事  
委員会について、旧協定(三)が中国人二、ソ連人三の構成及び  
ソ連人議長を規定するに對し、新協定は平等に中ソ同級の構  
成と議長交替制を採り、又旅順地区民政機関について、旧協  
定(四)においてソ連の利益、ソ連軍司令部による種々の制限を  
設けたのが、新協定では單に民事行政の中国に属すべきを規  
定するのみである。以上のごとく多くの点で旧協定の不平等  
は改められ、しかも一九五二年末までには旅順返還が実現す  
る訳である。が、ここに注目すべきは、返還後といえども締  
約国が日本又はこれと結ぶ国の侵略によつて軍事行動に入つ  
た場合海軍根拠地として中ソ兩國が共同使用しうる旨の留保  
が附されていることである。

### (三) 大連問題

旧協定は、存続期間三十年をもつて大連を自由港として開  
放し、該港におけるソ連の種々の優先的利益を規定した。新  
協定は、大連の行政が中国に属すること及びソ連が大連にお  
いて臨時に管理、借用中の財産を一九五〇年内に中国へ返還  
すべきことを定めるのみで、一般に「大連港の問題」は対日

講和條約締結後処理すべきものとした。従つて前記の行政権  
及び財産の問題を除いては、「大連港の問題」としてソ連の  
有する特殊利益のいかなる範囲をいかに処理するかは挙げて  
対日講和締結後の交渉に委せられており、協定面では未決の  
問題として残されている。

### (四) その他の事項

以上の他旧協定になかつた借款協定が締結された。その政  
治的、経済的意義の探求は本稿の使命外である。

またモンゴル人民共和国の獨立の完全を保証及び中国のこ  
れとの外交關係設定を確認する旨の交換公文が行われた。こ  
れは、旧條約締結の際の交換公文において、外蒙古が人民投  
票によつて獨立の希望を確認することを條件として、中国に  
よる外蒙承認を規定したが、その後人民投票により成立した  
外蒙の既成事實を確認するものである。

その他新條約に附隨する新たな文書として、ソ連在滿經濟機  
關が獲得した旧日本人財産及び北京ソ連兵營の中国に對する  
無償移讓に關し營書が交換された。

ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華人民共和国との間の友好、同盟及び相互援助に関する條約並びに關係諸協定

一九五〇年二月十四日モスクワ市で署名  
批准と同時に効力発生。但し、信用協定  
は、署名と同時に効力発生  
(タス通信のロシア文から採訳)

目次

- 一 ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華人民共和国との間の友好、同盟及び相互援助に関する條約、  
一
- 二 中国長春鉄道、旅順口及び大連に関するソヴィエト社会主義共和国連邦と中華人民共和国との間の協定、  
五
- 三 中華人民共和国に対する信用供與に関するソヴィエト社会主義共和国連邦政府と中華人民共和国中央人民政府との間の協定、  
一〇

ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華人民共和国との間の友好、同盟及び相互援助に関する條約

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高ソヴィエト幹部会及び中華人民共和国中央人民政府は、日本帝國主義の復活及び日本國の侵略又は侵略行為について何らかの形式で日本國と連合する他の國の侵略の繰返しを共同で防止する決意にみたされ、

國際連合の目的と原則とに従つて極東及び全世界の永続的平和及び一般的安全を強化する希望にみたされ、

ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華人民共和国との間の善隣及び友好の關係を強化することが、ソヴィエト連邦及び中國の人民の緊要な利益に合致することを深く確信して、

この目的のためにこの條約を締結することに決定し、次のとおりその全權委員を任命した。

最高ソヴィエト幹部会

ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣

А. Д. ЛОДЫЖЕНСКИЙ

中華人民共和国中央人民政府

中華人民共和国行政評議會主席兼外務大臣

周

恩

來



両全権委員は、その全権委任状を交換し良好妥當と認められた後、次のとおり協定した。

第一條

両締約国は、日本国又は直接に若しくは間接に日本国と侵略行為について適合する他の国の侵略の繰返し及び平和の侵害を防止するため、兩國のなしうるすべての必要を措置を共同して執ることを約束する。

締約国の一方が日本国又はこれと同盟している他の国から攻撃を受けて戦争状態に陥つた場合には、他方の締約国は、直ちになしうるすべての手段で軍事的の又は他の援助を與える。

また、締約国は、全世界を通じて平和及び安全を確保することを目的とするすべての國際的行動に誠實な協力の精神をもつて参加する用意があることを宣言し、且つ、これらの目的の最もすみやかな實現のために全力を盡す。

第二條

両締約国は、第二次世界大戰の間同盟していた他の国と共同して日本国との平和條約を可能を最短期間のうちに締結するため、相互の合意の下に努力することを約束する。

第三條

両締約国は、他の締約国に向けられた同盟を締結せず、また、他の締約国に向けられた連合に又は行動若しくは措置に参加しない。

第四條

両締約国は平和及び一般的安全の強化に対する関心に導かれ、ソヴィエト連邦と中国との相互の利害に關するすべての重要な國際問題について、相互に協議する。

第五條

両締約国は友好と協力との精神をもつて、また、同格及び相互利益の原則、国家主権及び領土保全に對する相互的尊重の原則並びに他方の締約国の國內事項に對する不干渉の原則に従つてソヴィエト連邦と中国との間の經濟的及び文化的連携を發展させ強化し、互いにあらゆる可能な經濟的援助を與え、また、必要を經濟的協力を遂行することを約束する。

第六條

この條約は、その批准の日から直ちに効力を生ずる。批准書の交換は、北京で行う。

この條約は、三十年間引き続いて効力を有する。締約国の一方が條約を廢棄する希望を右の期間満了の一年前に通告しないときは、條約は更に五年間引き続いて効力を有し、この規則に従つて順次延長される。

千九百五十年二月十四日モスクワ市において、それぞれロシア語及び中国語で本書二通を作成した。兩本文は、ともに正文とする。

ソヴェエト社会主義共和国連邦最高ソヴェエト幹部会の委任により

ア・ヴァシンスキ

中華人民共和国中央人民政府の委任により

周恩来

中国長春鉄道、旅順口及び大連に関するソヴェエト社会主義共和国連邦中華人民共和國との協定

ソヴェエト社会主義共和国連邦最高ソヴェエト幹部会及び中華人民共和国中央人民政府は、千九百四十五年以來、極東の情勢に根本的变化が生じたことを声明する。すなわち、帝國主義的日本國は、敗北し、反動的国民党政府は、打倒された。中國は、人民民主共和国となり、中國において新人民政府が形成された。この政府は、中國人民を統一し、ソヴェエト連邦との友好及び協力の政策を遂行し且つ中國の國家的独立及び領土保全、中國人民の民族的名譽及び尊嚴を擁護する能力を立証した。

ソヴェエト社会主義共和国連邦最高ソヴェエト幹部会及び中華人民共和国中央人民政府は、この新情勢が中国長春鉄道、旅順口及び大連の問題への新たな接近を許すものであるという見解を有する。

これらのあらたな事情に従つて、ソヴェエト社会主義共和国連邦最高ソヴェエト幹部会及び中華人民共和国中央人民政府は、中国長春鉄道、旅順口及び大連に関するこの協定を締結することに決定した。

第一條

兩締約国は、ソヴィエト政府が中国長春鉄道の共同管理におけるそのすべての権利を鉄道に属するすべての財産とともに、中華人民共和国政府に無償で譲渡することに同意する。譲渡は、日本国との平和條約の締結後直ちに、しかし千九百五十二年末より遅れることなく行われる。

譲渡までは、中国長春鉄道のソヴィエトと中国共同管理の現状は、変更なく存続する。但し、ソヴィエト側及び中国側の代表者が職務（鉄道の常務理事、理事会議長その他）につく順序は、この協定の効力発生により、変更され、且つ、交替して一定期間中職務につくことが定められる。譲渡を行う具体的方法については、兩締約国政府が同意して決定する。

第二條

兩締約国は、日本国との平和條約の締結後直ちに、しかし千九百五十二年末よりも遅れることなく、ソヴィエト軍隊が旅順口の共用海軍基地から撤退し、且つ、この区域における施設が中華人民共和国政府に引き渡され、中華人民共和国政府はソヴィエト退

邦が千九百四十五年以来実施した施設の復旧及び建造に要した費用をソヴィエト連邦に償還することに同意する。

ソヴィエト軍隊の撤退及び前記の施設の移転までの期間中、ソヴィエト連邦及び中国の政府は、中国ソヴィエト合同軍事委員会を組織するため同数の軍事代表者を任命する。軍事委員会は、双方が交替的に統轄し、且つ、旅順口区域における軍事問題を担当する。この部面における具体的措置は、この協定の実施後三箇月以内に中国ソヴィエト合同軍事委員会によつて決定され、且つ、兩國政府がそれらの措置を承認したとき実施される。前記の区域における民政は、中華人民共和国政府が直接に担当する。ソヴィエト軍隊の撤退まで、旅順口区域のソヴィエト軍隊の宿營地帯は、変更されることなく且つ現存の境界線に従つて存続する。

締約国のいずれかが日本国又はこれと連合することのある国の侵略を受け、その結果として敵対行為にまき込まれた場合には、中国及びソヴィエト連邦は、侵略者に対する共同作戦を行うため、中華人民共和国政府の提案に基き且つソヴィエト政府の同意によつて、旅順口海軍基地を共用することができる。

第三條

兩締約國は、大連港問題を日本國との平和條約の締結後考慮すべきことに同意した。

夫連港における行政は、完全に中華人民共和國政府に属する。

大連に現存していて臨時にソヴィエト側に管理され又は借用されているすべての財産は、中華人民共和國政府に引き渡されなければならぬ。前記の財産の接收に關連する業務を遂行するためソヴィエト連邦及び中國政府は、合同委員会を構成すべき各自の代表者三人を任命する。合同委員会は、この協定の實施後の三箇月間に、財産移転の具体的方法を決定しなければならぬ。合同委員会は、その提案が兩國政府によつて承認された後、千九百五十年中に提案を完全に履行する。

第四條

この協定は、批准の日に効力を生ずる。批准書の交換は、北京で行う。

千九百五十年二月十四日モスクワにおいて、それぞれロシア語及び中國語で本條二通を作成した。兩本文は、ともに正文とする。

ソヴィエト社會主義共和國連邦最高ソヴィエト幹部会の委任により

ア・ツイシンスキ

中華人民共和國中央人民政府の委任により

周恩來

中華人民共和國に對する信用供與に關するソヴィエト  
 社会主義共和国連邦政府と中華人民共和國中央人民政  
 府との間の協定

ソヴィエト連邦が中國に引き渡すことに同意した設備及び他  
 資材に對する支拂のため中國に信用を與えるという中華人民  
 共和國中央人民政府の要請を容認するソヴィエト社会主義共和  
 邦政府の承認に關連して、兩政府は、次のとおり協定した。

#### 第一條

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、純金一オンスを三十  
 アメリカ・ドルとする三億アメリカ・ドルの額のドル勘定の信  
 用を、中華人民共和國中央人民政府に供與する。

中國がその領域における長期にわたつた敵對行為の結果極度に  
 窮したことにかんがみて、ソヴィエト政府は、年利一パーセント  
 の有利な條件で信用を供與することに同意した。

#### 第二條

第一條に掲げた信用は、千九百五十年一月一日から五年間に  
 毎年信用の五分の一ずつの等しい割合で供與され、ソヴィエト

会主義共和国連邦から、発電所、や金工場及び機械工場の設備、  
 石炭及び鉍石を産出する鉍山の設備、鉄道及び他の輸送設備、レ  
 ール並びに中國の國家經濟の回復及び發展のための他の資材を含  
 む設備及び資材を引き渡したことに對する支拂に用いられる。  
 設備及び資材の品目、數量、価格及び引渡期日は、當事國の特  
 別の協定に基いて決定する。価格は、世界市場の價格を基礎にし  
 て決定する。  
 一年の期間内に使用されなかつた信用殘額は、その後の年度に  
 使用することができる。

#### 第三條

中華人民共和國中央人民政府は、第一條に掲げた信用及びこれ  
 に基く利子を、原料、茶、金、アメリカ・ドルを引き渡すことに  
 よつて償還する。原料及び茶の價格、數量並びに引渡期日は、特  
 別の協定に基いて決定する。価格は、世界市場の價格を基礎にし  
 て決定する。

信用の償還は、供與を受ける信用總額の十分の一ずつ毎年等し  
 い割合で、十年間のうちに、各年の十二月三十一日までに行う。  
 第一回の支拂は、千九百五十四年十二月三十一日までに行い、また、

最終の支拂は、千九百六十三年十二月三十一日に行う。  
信用の利子は、信用の各部分を引き出した日から計算され、そ  
の支拂は、六箇月ごとに行う。

第四條

予定された信用の決済のために、ソヴェト社会主義共和国連  
邦国立銀行及び中華人民共和国人民銀行は、この協定により特別  
協定を開設し、且つ、この協定に基く決済及び計算の規則を共同  
で設定する。

第五條

この協定は、署名の日に効力を生じ、批准される。批准書の交  
換は、北京で行う。

千九百五十年二月十四日にモスクワにおいて、それぞれロシア  
語及び中国語で本書二通を作成した。両本文は、ともに正文とす  
る。

ソヴェト社会主義共和国連邦政府の委任により

ア・グイシンスキ

中華人民共和国中央人民政府の委任により

周恩来

( TT 2053 )

TREATY OF FRIENDSHIP, ALLIANCE AND MUTUAL ASSISTANCE  
BETWEEN THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS AND  
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA AND OTHER RELATED  
DOCUMENTS

Signed at Moscow, February 14, 1950.

( Source: The Tass Dispatch )

CONTENTS

- I. Treaty of Friendship, Alliance and Mutual Assistance between the Union of Soviet Socialist Republics and the People's Republic of China . . . . . 1
- II. Agreement between the Union of Soviet Socialist Republics and the People's Republic of China on the Chinese Changchun Railway, Port Arthur and Dalny . . . . . 6
- III. Agreement between the Government of the Union of Soviet Socialist Republics and the Central People's Government of the People's Republic of China on granting of Credit to the People's Republic of China . . . . . 12

I

TREATY OF FRIENDSHIP, ALLIANCE AND MUTUAL  
ASSISTANCE BETWEEN THE UNION OF SOVIET  
SOCIALIST REPUBLICS AND CHINA

The Praesidium of the Supreme Soviet of the Union of Soviet Socialist Republics and the Central People's Government of the People's Republic of China,

Full of determination jointly to prevent, by the consolidation of friendship and cooperation between the Union of Soviet Socialist Republics and the People's Republic of China, the rebirth of Japanese imperialism and repetition of aggression on the part of Japan or any other state which would unite in any form with Japan in acts of aggression;

Impued with the desire to consolidate lasting peace and universal security in the Far East and throughout the world in conformity with the aims and principles of the United Nations Organization;

Profoundly convinced that consolidation of good neighborly relations and friendship between the Union of Soviet Socialist Republics and the People's Republic of China meets vital

interests

- 2 -

interests of the peoples of the Soviet Union and China,

Have decided for that purpose to conclude the present Treaty and have appointed as their Plenipotentiaries:

The Praesidium of the Supreme Soviet of the Union of Soviet Socialist Republics:

Andrei Y. Vyshinsky, Minister for Foreign Affairs of the U.S.S.R.;

The Central People's Government of the People's Republic of China:

Chou En-lai, Prime Minister of the State Administration Council and Minister for Foreign Affairs of the People's Republic of China.

Both Plenipotentiaries, having communicated to each other their full powers, found in good and due form, have agreed as follows:

#### Article 1

Both Contracting Parties undertake jointly to take all necessary measures at their disposal for the purpose of preventing the repetition of aggression and violation of peace on the part

- 3 -

part of Japan or any other state which would unite with Japan directly or in any other form in acts of aggression. In the event of one of the Contracting Parties being attacked by Japan or states allied with it and thus being involved in a state of war, the other Contracting Party will immediately render military and other assistance with all the means at its disposal.

The Contracting Parties also declare their readiness in a spirit of sincere cooperation to participate in all international actions aimed at ensuring peace and security throughout the world, and will contribute their full share in the earliest realization of these objectives.

#### Article 2

Both Contracting Parties undertake in mutual agreement to strive for the conclusion in the shortest possible space of time of a peace treaty with Japan jointly with the other powers which were Allies during the Second World War.

#### Article 3

Both Contracting Parties will not conclude any alliance directed against the other Contracting Party, nor will take part in any coalition or in actions or measures directed against the other Contracting Party.

#### Article 4

0086

0087



- 4 -

## Article 4

Both Contracting Parties will consult with each other in regard to all important international problems affecting common interests of the Soviet Union and China, being guided by the interests of consolidation of peace and universal security.

## Article 5

Both Contracting Parties undertake, in a spirit of friendship and cooperation, and in accordance with the principles of equal rights, mutual interests as well as mutual respect for state sovereignty and territorial integrity and non-interference in the internal affairs of the other Party, to develop and consolidate economic and cultural ties between the Soviet Union and China, to render each other every possible economic assistance and to carry out necessary economic cooperation.

## Article 6

The present Treaty comes into force immediately upon its ratification. The exchange of the instruments of ratification will take place in Peking.

The

0088

- 5 -

The present Treaty shall remain in force for thirty years. If neither of the Contracting Parties gives notice one year before the expiration of this term of its desire to denounce the Treaty, it shall remain in force for another five years and will be extended in compliance with this rule.

Done in the City of Moscow on February 14, 1950, in two copies, each in the Russian and Chinese languages, both texts being equally valid.

By authority of the  
Præsidium of the Supreme Soviet  
of the Union of Soviet Socialist  
Republics

By Authority of the  
Central People's Government  
of the People's Republic  
of China

A. Vyshinsky

Chou En-lai

0089

- 6 -

## II

AGREEMENT BETWEEN THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS  
AND THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA ON THE CHINESE CHANGCHUN  
RAILWAY, PORT ARTHUR AND DALNY

The Praesidium of the Supreme Soviet of the Union of Soviet Socialist Republics and the Central People's Government of the People's Republic of China state that since 1945 radical changes occurred in the situation in the Far East, namely: Imperialist Japan suffered defeat; the reactionary Kuomintang Government was overthrown; China has become people's democratic republic, in China a new people's government was formed which has united the people of China, carried out the policy of friendship and cooperation with the Soviet Union and proved its ability to defend the state independence and the territorial integrity of China, and the national honour and dignity of Chinese people.

The Praesidium of the Supreme Soviet of the Union of Soviet Socialist Republics and the Central People's Government of the People's Republic of China maintain that this new situation permits new approach to the question of the Chinese Changchun Railway, Port Arthur and Dalny.

In

0090

- 7 -

In conformity with these new circumstances the Praesidium of the Supreme Soviet of the Union of Soviet Socialist Republics and the Central People's Government of the People's Republic of China have decided to conclude the present Agreement on the Chinese Changchun Railway, Port Arthur and Dalny.

## Article 1

Both Contracting Parties have agreed that the Soviet Government transfers gratis to the Government of the People's Republic of China all its rights in the joint administration of the Chinese Changchun Railway with all the property belonging to the Railway. The transfer will be effected immediately upon conclusion of a peace treaty with Japan, not later, however, than the end of 1952.

Pending the transfer, the now existing position of the Soviet-Chinese joint administration of the Chinese Changchun Railway remains without change, but the order of filling the

posts

0091

- 8 -

posts by representatives of the Soviet and Chinese sides will be changed by coming into force of the present Agreement and there will be established intermittent filling of the posts for a definite period of time (the Manager of the Railway, the President of the Board of Directors and other).

As regards the concrete methods of effecting the transfer, they will be agreed upon and determined by the Governments of both Contracting Parties.

#### Article 2

Both Contracting Parties have agreed that the Soviet troops will be withdrawn from jointly utilized naval base of Port Arthur and that the installations in this area will be handed over to the Government of the People's Republic of China immediately upon conclusion of a peace treaty with Japan, not later, however, than the end of 1952, with the Government of the People's Republic of China compensating to the Soviet Union expenses incurred in restoration and construction of the installations effected by the Soviet Union since 1945.

For

0092

- 9 -

For the period pending the withdrawal of the Soviet troops and the transfer of the above installations, the Governments of the Soviet Union and China will appoint equal number of military representatives for organizing a joint Chinese-Soviet military commission which will be intermittently presided over by both sides and which will be in charge of military affairs in the area of Port Arthur; the concrete measures in this sphere will be determined by the joint Chinese-Soviet Military Commission within three months upon coming into force of the present Agreement and shall be implemented upon approval of these measures by the Governments of both countries.

Civil administration in the aforementioned area shall be in direct charge of the Government of the People's Republic of China. Pending the withdrawal of the Soviet troops the zone of billeting of the Soviet troops in the area of Port Arthur will remain unaltered in conformity with the now existing frontiers.

In the event if any of the Contracting Parties become subject of aggression on the part of Japan or any state as would unite

with

0093

with Japan, and as the result thereof will be involved in hostilities, China and the Soviet Union may on proposal of the Government of the People's Republic of China and with agreement of the Soviet Government jointly use the naval base of Port Arthur in the interests of conducting joint military operations against the aggressor.

Article 3

Both Contracting Parties have agreed that the question of Port Dalny is to be considered upon conclusion of a peace treaty with Japan.

As regards the administration in Dalny it fully belongs to the Government of the People's Republic of China.

All the property now existing in Dalny provisionally in charge or under lease of the Soviet side must be taken over by the Government of the People's Republic of China. For carrying out the work involved in receipt of the aforementioned property, the Governments of the Soviet Union and China appoint three representatives from each side for organizing a joint commission

which

which in course of three months after coming into force of the present Agreement shall determine the concrete methods of the transfer of the property, and after approval of proposals of joint commission by the Governments of both countries will complete their implementation in course of 1950.

Article 4

The present Agreement comes into force on the day of its ratification. The exchange of the instruments of ratification will take place in Peking.

Done in Moscow on February 14, 1950, in two copies, each in the Russian and Chinese languages, both texts being equally valid.

By authority of the Praesidium of the Supreme Soviet of the Union of Soviet Socialist Republics

By authority of the Central People's Government of the People's Republic of China

A. Vyshinsky

Chou En-lai

- 12 -

## III

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNION OF SOVIET  
SOCIALIST REPUBLICS AND THE CENTRAL PEOPLE'S GOVERNMENT  
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA ON GRANTING OF CREDIT  
TO THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

In connection with consent of the Government of the Union of Soviet Socialist Republics to grant the request of the Central People's Government of the People's Republic of China of giving China credit for paying for the equipment and the other materials which the Soviet Union has agreed to deliver to China, both Governments have agreed upon the following:

## Article 1

The Government of the Union of Soviet Socialist Republics grants the Central People's Government of the People's Republic of China credit counting in dollars amounting to three hundred million American dollars taking thirty-five American dollars for one ounce of pure gold.

In view of the extreme devastation of China as the result of the prolonged hostilities on its territory, the Soviet Government has agreed to grant the credit on favourable terms with one percent annual interest.

Article 2

- 13 -

## Article 2

The credit mentioned in Article 1 will be granted in course of five years as from January 1, 1950, in equal portions of one-fifth of the credit in course of each year for payments for the deliveries from the USSR of the equipment and the materials including equipment for electric power stations, metallurgical and engineering plants, equipment for mines for production of coal and ores, railway and other transport equipment, rails and other materials for restoration and development of the national economy of China.

Assortment, quantities, prices and dates of the deliveries of the equipment and the materials will be determined under a special agreement of parties. Prices will be determined on basis of the prices on world markets.

The sum of the credit which remains not used in course of one annual period may be used in the subsequent annual periods.

Article 3

0096

0097

- 14 -

## Article 3

The Central People's Government of the People's Republic of China reimburses the credit mentioned in Article 1 as well as the interest thereupon with deliveries of raw materials, tea, gold, and American dollars. Prices for the raw materials and tea, quantities and dates of deliveries will be determined under a special agreement, with the prices being determined on basis of the prices on world markets.

The reimbursement of the credit is effected in course of ten years by equal annual parts one-tenth yearly of the sum total of the received credit not later than December 31 of every year. The first payment is effected not later than December 31, 1954, and the last — on December 31, 1963.

The payment of the interests on the credit calculated from the day of drawing of respective fraction of credit is effected every six months.

Article 4

- 15 -

## Article 4

For clearance with regard to the credit envisaged by the present Agreement, the State Bank of the USSR and the People's Bank of the People's Republic of China shall open special accounts and jointly establish the order of clearance and accounting under the present Agreement.

## Article 5

The present Agreement comes into force on the day of its signing and is subject to ratification. The exchange of the instruments of ratification will take place in Peking.

Done in Moscow on February 14, 1950, in two copies, each in the Russian and Chinese languages, both texts being equally valid.

By authority of the  
Government of the Union of  
Soviet Socialist Republics

By authority of the  
Central People's Government  
of the People's Republic of  
China

A. Vyshinsky

Chou En-lai

23 講和条約の手続問題

昭和二十五年二月

講和條約の手續問題

解除  
第7回公開

取扱注意

條約局條約課

序言

その條約締結は、他のすべての外交上の行為と同様に、時として  
 條約の場は重大な問題となる。そのあり、講和條約のような重要  
 延の原因をなしている。手續問題に、その実例を見せ付けられてい  
 る。手續問題は、ひつききょう実問題の反映に過ぎないが、また手  
 続問題を巧みに回避する場合は、外交上しばしばあり得る。であ  
 危に手續問題の価値がある。対日講和に於いて現に起つて  
 こに講和條約の手續問題として、過去の事例の参考となり得る。  
 る。草案作成の手續問題の例を、遠く昔の事例の参考となり得る。  
 で、第一の大きな戦後、特例を、遠く昔の事例の参考となり得る。  
 不。資料不足、戦後、特例を、遠く昔の事例の参考となり得る。  
 本調査は、当課事務官中島敏次郎の執筆にかかるとする。

條約局條約課長



講和條約の手續問題

目次

一、講和條約締結の時期.....一

二、講和會議の手續問題.....四

(1) 招集者.....四

(2) 開催地.....六

(3) 會議方式.....六

(4) 参加国の範圍.....八

(5) 發言權の問題.....九

(6) 條約案の作成方式.....一五

(7) 原案作成者.....一六

(8) 参加者.....三〇

(9) 戰敗国の發言.....三一

三、署名調印.....二五

(1) 署名期日及び署名地.....二五

(2) 署名者.....二六

四、批准.....二七

五、実施.....二八

六、條約履行の監視又は保障.....二九

講和條約の手續問題

一、講和條約の締結時期

從來の戰爭において、戰鬪の終止と講和條約の締結との間に、どれ位の時間的間隔があつたか。第一次大戰以後の前例を見ると左の通りである。

(一) 第一次世界大戰における同盟及び連合國とドイツとの敵對行為は、一九一八年十一月十一日署名の休戰協定によつて終止せしめられた。平和予備會議は、休戰後約二箇月、一九一九年一月十二日の英、米、仏、伊四大國（日本は十三日より参加）による最高會議に始まる。五大國が條約原案を作成し、全連合國参加の總會議に提出してその同意を得、「平和の條件」として独代表に手交したのは同年五月六日、最終的條約文が署名をみるに至つたのは、休戰以來七箇月半、講和會議開始より五箇月半後の六月二十八日であつた。ドイツの批准は、七月十二日寄託せられ、諸條約が実施せられたのは一九二〇年一月十日、即ち休戰より一年二箇月、講和會議開始より一年の歳月を要した。

その他の戰敗國につき、平和回復の主要段階の期日を示せ

ば次の如くである。(期日はすべて一九〇〇年代である。)

休戦協定締結	一八年十一月三日	オーストリア	ブルガリア
「講和条件」の手交	一九年七月二十日		
條約署名	九月十日		

実施	二〇年七月十六日	ハンガリア	トルコ
休戦協定締結	一八年十一月三日		
「講和条件」の手交	二〇年一月十五日		
條約署名	六月四日		

実施	二二年七月廿六日		
「講和条件」の手交	二〇年一月十五日		
條約署名	六月四日		

講和條約締結の最も遅れていたトルコについては、一九二〇年二月十二日―四月十日のロンドン會議及び同月十八日―二十六日のサンレモ會議において、「講和の條件」が作成され、それがトルコ代表に手交されたのが、同年五月十一日であり、その最終條文は同年八月十日セーヴルにおいて署名されたが、実施されるに至らず、結局一九二三年のローザンヌ會議で作成された條約案が前記の期日に夫々署名、実施され、

ここに休戦以來五年九箇月にしてはじめて平和状態が實現されるに至つた。

(二) 第二次大戦におけるイタリア等枢軸五箇國と同盟及び連合國との敵対行為終止の期日は次の如くであつた。

イタリア休戦協定署名	一九四三年九月三日及び九月廿九日	(追加休戦協定)
ルーマニア	一九四四年九月十二日	(八月二十三日米英ソの休戦條項を受諾)
フィンランド	一九四四年九月十九日	
ブルガリア	一九四四年十月廿八日	(九月九日ソ連の休戦條項を受諾)
ハンガリー	一九四五年一月二十日	

爾後フィンランドを除く各國は連合國の占領下でその管理に服し、その平和條約起草が始めて問題となつたのは一九四五年七月のポツダム會議においてであつた。その條約原案は、同年九月のロンドン五國外相會議、同年十二月のモスコ―三國外相會議、一九四六年一月のロンドン外相代理會議を経て、同年四月―七月のパリ外相會議において、作成を完了したが、パリで講和會議が開催の運びとなつたのは、一九四六年七月二十九日―十月十五日である。すなわちイタリアに關しては休戦より二年十一箇月、最も短いハンガリーに關しても一年

六箇月の後であつた。四大国は、一九四六年十一月十二日のニューヨーク外相会議において、パリ講和会議の採択した勸告を考慮して最終的條約案を作成し、この條約案に署名が行われたのは、一九四七年二月十日、條約の発効に必要な批准書が寄託されて五つの平和條約が実施されたのは、一九四七年九月十五日である。敵対行為終止の最も早かつたイタリヤについては、條約案署名までが三年五箇月、平和回復までに滿四年の歳月を要し、期間の最も短かつたハンガリーについても、休戦より約二年の後條約案に署名が行われ、條約が効力を発生するまでに二年八箇月を要した。

## 二、講和会議の手続問題

ここで手続問題として検討しようとするのは、(1)講和会議が何人によつて招來され、何処で開催されたか。(2)講和会議にはいかなる国が参加し、いかなる国が発言権を有したか。また(3)條約はいかなる方式によつて起草されたか。等の問題である。

### (1) 招集者

(一) ヴェルサイユ会議の場合は、五六国すなわち英、米、仏、伊、日がいわゆる最高会議を構成し、ここで平和予備條約

討議のための連合国間の会議開催を決定し關係国を招請した。「総会議」とよばれた連合国全部によるこの会議は、ヴェルサイユ講和会議における唯一の法律上の会議であり(他の会議は事実上の会合に過ぎない)、且つこの会議において最終的條約案が決定され、敵国代表に手交され、且つそれに調印が行われたのであるから、この会議を招集した前記五大国が講和会議の招集者であるといふべきである。

(二) 今次大戦後のイタリヤ外四枢軸国に対する講和会議の手続については、一九四五年十二月モスコイにおける英米ソ會談で、外相會議が條約草案を作成した後連合二十一箇国の平和會議を開催する旨が決定された。しかし一九四六年六月十五日に再開された第二回パリ外相會議において米國は招請國中に中國を加えることを主張したが、ソ連の強硬なる反対のため遂に招請國より中國を除外することに決定し、米英ソ仏の四箇國の名において、中國を含めた十七箇國に対して會議の招請状が発せられた。なおドイツに対する講和條約に關しても、一九四五年八月二日のポツダム協定は、外相會議が條約草案作成のために利用せられるべき

ことを規定しているのかんがみ、平和会議招集者は、同様に英米ソ仏四大国となるべき筋合であり、またオーストリアに関する平和会議についても同様となることと思われ

## (2) 開催地

(一) 前大戦の講和会議開催地については、敵愾心の強い交戦国内を避け中立国領土内（殊にジュネーヴ）にこれを求める声もあり、又ベルギーの健闘に報ゆるためブラッセルにて開催せよとの主張も一部にはあつたが、五大国特に仏国の主張により、戦時中最高戦争会議の設置されていたヴェルサイユで開催されることとなつた。

(二) 今次大戦後の会議開催地については、一九四五年十二月のモスコイ三国外相会議において関係国全部による講和会議開催の協定に達した際、この会議の開催地をパリとすべきことが英米ソ外相によつて示唆され、後仏国の同意をえてその通りに決定した。

## (3) 会議方式

第一次大戦におけるヴェルサイユ講和会議と今次大戦にか

けるパリ講和会議とは等しく講和会議とは称せられるが、両者は、平和條約締結の過程において持つその意義並びに構成において著しく相異なる。

すなわちヴェルサイユ会議は、講和條約草案を作成決定し戦勝国戦敗国がこれに調印した会議であつて、この点伝統的な講和会議の方式をふむものである。しかしその内部構成に關しては、実質上よりこれをみれば、四ないし五大国による條約原案作成のための会議と、關係連合国全部による總會議（嚴密にいえば、敵国を招致して講和條件を提示した期日以前は講和予備會議と称せられるべきであり、事實會議の当初はそう称せられていた。）との二つの平行的な部分より成つていた。形式上よりいえば、前者すなわち大國間の會議は單なる大國間の「話し合い」(Conversation)のための非公式會合であるから、後者をもつて嚴密な法律上の講和會議とみなすべきである。

ところが今次大戦のパリ會議は、従来の伝統的な講和會議とはその実質を異にし、條約草案を作成決定しこれに調印する會議ではなかつた。すなわち會議開催以前に他の機關（四

国外相会議)が起草した條約草案を審議しこれに対する修正、追加を決議して、再び、條約の最終案を作成する外相會議に勸告として提出するといふ役割を持つのみであつた。かくの如くパリ會議が講和條約締結の過程において持つ實質的意義は輕微なものであつたが、その會議の形式から見れば關係連合國の平等的參加の主義を採用している。

#### (イ) 參加國の範圍

(一) ヴェルサイユ講和會議においては、講和條件の實質的作成を担当した英、米、仏、伊、日の五大國を始め、中政同盟國の何れかと交戰關係にあつた國(白、伯、英自治領及び印度、支那、キューバ、希、グアテマラ、ハイチ、ヘデヤス、ホンデユラス、リベリア、ニカラガ、パナマ、ポランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シヤム、テュッコスロヴァキア)及び國交断絶國(ボリヴィア、エクアドル、ペルー、ウルグアイ)のすべてが參加して講和予備會議を構成し、講和條約案を決定した後、條約相手國たる敵國が夫々招致せられた。

(二) 今次大戰後のパリ會議の当初からの參加國は、一九四五

年十二月モスコイ三國外相會議で協定せられたところに従い、五大國及びヨーロッパにおける旧枢軸國に対し相當の兵力をもつて積極的に戰爭に従事した連合國、すなわちソ、英、米、仏、中国、オーストラリア、ベルギー、白露、ブラジル、カナダ、チュッコスロヴァキア、エチオピア、ギリシア、印度、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、南阿、ユーゴスラヴィア及びウクライナの二十一箇國であつた。そして條約相手國たる旧枢軸五國及び、會議開催後の決定により、アルバニア、エジプト、オーストリア、キューバ、メキシコ、イラン、イタリクの七箇國も招請せられた。

#### (ロ) 發言權の問題

(一) 第一次大戰後のヴェルサイユ講和會議では、戰爭遂行に當つて主動的役割を果たした五大國が、會議の發言に關しても絶対的實権を握り、いわゆる大國中心主義は、會議手續構成のあらゆる面に實現された。

會議における議決は、当時までの國際會議の伝統的方式に則つて、建前としては全会一致によつたが、投票

は行われなかつたため、小国は大国の決定した案に対して表決をもつて変更、追加を迫ることは不可能であり、結局実力を背景とする大国の企図するところに服せざるをえず、これは大国による議事の専制を完全に実現させる結果となつた。

五大国は、会議及び委員会の構成並びにこれらへの各国の参加の程度を規律することにより、参加各国の発言権を制限した。その議事規則によれば先ず参加国を四段階に分け、(イ)米英仏伊日五国は、一般的利害關係を有する交戦国として、すべての会議及び委員会に出席し(ロ)その他の交戦国は、特殊利害關係国として、その關係ある問題が討議される会議に出席し、(ハ)その他中立国及び新たに形成される国家は、その直接關係ある問題の審議のため特に開かれた会議に、五大国の招請に基いて口頭又は文書をもつて参加することとされた。また、会議の議決には表決が行われなかつたにも拘らず、参加各国の全権代表致をその国の戦争遂行上の重要性に従つて制限し、

五大国は各五名、ベルギー、ブラジル、セルビア各三名、支那、ギリシア、ヘチヤス、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シヤム、チエッコスロヴァキア各二名、その他各一名とし、なお注目すべきこととして英自治領豪洲、カナダ、南阿及び印度各二名、ニュージーランド一名の代表を許した。

また、会議は、五大国の最高会議における決定に従ひ、国際連盟、戦争責任及び制裁、賠償、労働、港、水路及び鉄道各委員会を始めとして、会議の進行に従ひ幾多の委員会及び分科会を設立したが、これら委員会に対しては、五大国はそのすべてに参加し、小国は互選により数箇国が夫々参加したにすぎなかつた。しかも小国が参加した委員会は、最高会議がなした重要問題の基本的決定に基いて、主として調査的事務を行うものであり、時として委員会の結論は、最高会議で変更をみることさえあつた。

なお総会議議長は、最高会議議長クレマンソーがこれを兼ね、その副議長、事務局員、起草委員、全権委任状